## 社会福祉法人北広島市社会福祉協議会個人情報保護規程

平成 17 年 5 月 27 日施行 平成 30 年 1 月 15 日全部改正

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人北広島市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- **第2条** 本規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 本規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その 他の符号のうち、別に定めるものをいう。
  - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号 その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 本規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生 じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等 が含まれる個人情報をいう。
  - (1) 本人の人種、信条、社会的身分
  - (2) 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。) その他の心身の機能の障がいがあること
  - (3) 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと
  - (4) 本人の犯罪の経歴
  - (5) 本人を、被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事

件に関する手続が行われたこと

- (6) 本人を、罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分 その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと
- (7) 犯罪により本人が害を被った事実
- 4 本規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもとして別に定めるものを除く。)をいう。
  - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 本規程において「個人データ」とは、前項に定める個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 本規程において「保有個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の 停止、並びに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただ し、当該データの存否が明らかになることにより、本人及び第三者の生命、身体又は財産が侵害 されるおそれのあるもの等を除く。
- 7 本規程において「本人」とは、個人情報から識別される個人をいう。
- 8 本規程において「職員」とは、本会の業務に従事するすべての者をいい、嘱託職員、臨時職員 等を含む。
- 9 本規程において「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 10 本規程において「特定個人情報」とは、前項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 11 本規程において「特定個人情報等」とは、前2項に定める個人番号及び特定個人情報をいう。

(法令の遵守等)

第3条 本会職員は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、その従事する事業において個人 情報の保護を図らねばならない。

(利用目的の特定)

- **第4条** 本会職員は、個人情報の入手、使用に際しては、その利用の目的(以下、「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的との関連を有すると合理的に認められる範囲 で行うものとする。

(事業別の利用目的等の明確化)

第5条 本会が実施する各事業における個人情報の取り扱いを明確にするために、別に定める様式 に基づき、個人情報の種類、利用目的及び利用方法、第三者への提供の方法等を定めた「個人情

報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

2 「個人情報取扱業務概要説明書」については、事務分掌に基づき、所管する業務ごとにそれぞ れ作成するものとする。

(目的外利用の制限)

- 第6条 本会職員は、あらかじめ本人の同意なく、前2条に定める利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 業務の受託に伴い個人情報の提供を受けた場合においては、委託者があらかじめ本人に示した 利用目的の範囲を超えて使用してはならない。
- 3 前2項の規定は、法令に基づく等特別の事由がある場合にはこれを適用しない。ただし、その場合であっても個人情報の取り扱い範囲は真に必要な範囲に限定しなければならない。 (取得の制限)
- **第7条** 本会職員は、個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示するとともに、適法かつ 適正な方法で行わなければならない。
- 2 個人情報は、原則として本人から取得しなければならない。ただし、本人の同意がある場合 や、次項の各号の場合は除く。
- 3 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが 困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合
  - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
  - (7) 本規程第12条により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき (利用目的の通知等)
- **第8条** 本会職員は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合 を除き、速やかに利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本人との間での契約締結に伴う契約書又は本人からの各種申込書等、書面に記載された当該本 人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければなら ない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある

等特別の事由がある場合にはこれを適用しない。

(個人データの適正な管理)

- **第9条** 本会職員は、各人が担当する事業に関して、その利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 2 本会職員は、業務上の必要から個人情報の取り扱いの一部又は全部を本会職員以外の者に委託する場合は、取り扱いを委託する個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、それを委託契約書上明示するとともに、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 本会職員は、本会が保有する個人データについて、その目的の如何にかかわらず、無断で本会 事務所以外に持ち出してはならない。

(個人データの第三者提供)

- **第10条** 本会職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが 困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支 障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 本会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される 個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項につい て、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規 定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
  - (1) 第三者への提供を利用目的とすること
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 本会は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次の各号に定める場合は、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
  - (3) 個人データを特定の者と共同して利用する場合であって、その旨並びに共同利用される個人データの項目、共同利用者の範囲、共同利用者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の

氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき

5 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第11条 本会は、個人情報を第三者に提供したときは、次の各号の記録を作成する。なお、前条 第1項の特別な事由により本人の同意を得ずに第三者に個人情報の提供を行った場合、次の第2 号から第5号の記録を作成する。
  - (1) 本人の同意を得ている旨
  - (2) 当該個人データを提供した年月日
  - (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
  - (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (5) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- **第12条** 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、規程等により確認を要しないとされている場合はこの限りではない。
  - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本会は、前項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。
  - (1) 個人データの提供を受けた年月日
  - (2) 前項の各号に掲げる事項
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
  - (4) 当該個人データの項目
- 3 前項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

- **第13条** 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置き、 または本人から照会を受けたときに遅滞なく回答する。
  - (1) 本会の名称
  - (2) すべての保有個人データの利用目的(本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く)
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第15条第1項若しくは第16条第1項若しくは第2 項の規定による請求に応じるとき
  - (4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたとき は、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ の限りでない。
  - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - (2) 本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの開示等)

- 第14条 本会は、本人からの口頭又は書面による請求に基づき、当該本人が識別される保有個人 データを開示しなければならない。
- 2 本会は、請求があった場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示を行うこととする。なお、当該本人に係る保有個人データを有していない場合、その回答も同様の取り扱いとする。
- 3 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示を請求した本人の同意がある場合には、事 務所内での閲覧等他の方法によることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、開示の全部又は一部を行わないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利、利益を侵害するおそれがある場合
  - (2) 本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の規程等に違反することとなる場合
- 5 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面によりできる限り速やかに行うものとし、不開示の場合にはその理由を明示することとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除等)

- 第15条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合に、その内容の訂正等に関して他の規定等により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 本会は、前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正 等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨 (訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。 (利用停止等)
- 第16条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第7条の規定に違反して取得されたものであるとの理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場

合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第10条第1項の規定に違反して第三者に提供されているとの理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止 等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定による請求 に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三 者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなけれ ばならない。

(代理人による開示の請求等)

- 第17条 保有個人データの開示の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。
  - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
  - (2) 開示の請求等をすることにつき本人が委任した代理人

(個人情報保護管理者等)

- 第18条 本会が所有する個人情報について、その適正な管理、使用等を図るための統括責任者と して個人情報保護管理者を置く。個人情報保護管理者は事務局長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会が保有する個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報 の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報を取り扱う職員に対する必要かつ適切な指導、教育、監督を 行うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の取り扱いに関する事務については、担当職員 に行わせることができる。

(苦情対応)

- 第19条 本会における個人情報の取り扱いに関し、本人又は第三者から苦情の申し出がなされた場合には、迅速かつ適切な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とする。
- 3 苦情対応責任者は、担当職員を指定して苦情対応の業務を行わせることができる。 (理由の説明)
- 第20条 本会は、第13条第3項、第14条第5項、第15条第2項又は第16条第3項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(職員の義務)

第21条 本会職員又は職員であった者は、業務上知りえた個人情報について、正当な理由なく他

人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反又は違反するおそれのある事実を認知した職員は、個人情報保護管理者に報告しなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合、適切な措置を講ずるよう指示するととも に、必要に応じて本会会長に対し報告しなければならない。 (その他)
- 第22条 特定個人情報等の取り扱いに必要な事項については、別に定める規定が本規程に優先するものとする。
- 2 その他、本規程の実施に必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成17年5月27日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成30年1月15日から施行する。